

## 平成26年白老町議会議会運営委員会会議録

平成27年 1月16日（金曜日）

開 会 午前 9時00分

閉 会 午前 9時32分

---

### ○会議に付した事件

1. 第1回定例会1月会議（議案の差しかえ）について
- 

### ○出席議員（5名）

委員長	大 淵 紀 夫 君	副委員長	本 間 広 朗 君
委員	吉 田 和 子 君	委員	小 西 秀 延 君
委員	山 田 和 子 君	副議長	及 川 保 君
議長	山 本 浩 平 君		

---

### ○欠席議員（3名）

委員外議員	松 田 謙 吾 君	委員外議員	前 田 博 之 君
委員外議員	西 田 祐 子 君		

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	白 崎 浩 司 君
総 務 課 長	大 黒 克 己 君
総合行政局財政担当課長	安 達 義 孝 君
建 設 課 長	岩 崎 勉 君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 幹	本 間 弘 樹 君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

○委員長（大淵紀夫君） 本日の協議事項ですけれども、第1回定例会1月会議について、議案の差しかえの件でございます。最初に町側から副町長はじめ4名の方が出席しております。ご発言ございましたらどうぞ。白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今大淵委員長のほうからありましたけれども、平成26年度白老町一般会計補正予算（第9号）でございますが、さきに議案説明会を行っておりますが、その部分の一部を差しかえをお願いをいたしたいということで議運を開催させていただきました。よろしくお願いたします。内容説明いたしますが、重複しますが1月13日提出の26年度白老町一般会計補正予算（第9号）ですが、その議案については歳入歳出それぞれ1億6,593万7,000円という追加ということで先般説明を申し上げたところでございます。しかしながら教育費の（仮称）食育・防災センター建設事業については、建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領の解釈と事務手続にこちらのほうで誤りがあったため、さきに議案説明の議案第1号、補正予算（第9号）のうち、10款教育費、1項教育総務費、5目諸費、2節給料から15節工事請負費までの補正額407万2,000円を削除させていただき、歳入歳出それぞれ1億6,186万5,000円を追加する補正予算として、再度ご提案させていただきたく願するものでございます。このような事態を招いたことを深く反省しおわび申し上げます。なおこの部分の設計変更の内容及び今後の対応については、現時点でその方向性が整理されておりませんので今後国の補助機関、関係機関とも十分協議を進め、改めて議会にご説明をいたしたいというふうに思います。なお、先に言いました軽微な設計変更の取り扱いについてでございますが、コピーさせていただきまして、今配布いたしました建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領ということで、これは北海道の建設部の規定でございますが、取り扱いについては本町もこれに準じて取り扱うということにしております。さきの議案説明会の際にも軽微な設計変更とはというようなご質問もございました。これについては答弁したとおり、ここで要旨の第2の用語の意義というところの1項目めに「軽微な設計変更」とはということで書いています。3行目の後段から現請負代額の20%以内で、かつ1,000万円未満のものをいうということで、さきにご説明したとおりの割合、あるいは金額ということなのですが、実はこの設計要領には記載のとおり、第3、第4、第5の項目で上申、それから決定、それから取り扱いというようなことで事務処理の取り扱いを記載していますが、裏のページの第8、その他の第2項で議会の議決（専決を含む。）を経た建設工事の請負契約については、この要領の適用はないものとするということで議会議決の工事案件については適用しないということが今回新たに私も確認をいたしましたことで、前段の説明の中ではこの部分を欠落した中での説明をして事務処理をしていたということで、今回提出した部分についてはちょっと取り扱いが誤っているというようなことで、今回の補

正の中からは削除させていただいて改めてここを整理したいというふうに思っております。なお取り扱いについては基本的には変更部分の工事着手前にその取り扱いをするということで、軽微な設計変更の取り扱いというような取り扱いではなくて、通常的设计変更ということで工事着手前にこれらの事務手続をするというのは正しいという方法なので、それらについてはこちらのほうで行った取り扱いについては、これに準じてやってきたことが契約工事については適さないということなものですから、改めてその部分を整理して再度説明させていただく機会を持ちたいというふうに思います。きょうは改めて差しかえの議案も提出させていただいておりますので、その部分で取り扱いをさせていただきたくよろしくお願い申し上げます。

○委員長（大淵紀夫君） ほかの町の方、何かありますか。なければ、議案の差しかえについて説明文章がついております。岡村事務局長からちょっと説明をしていただきたいと思います。差しかえの考え方です。岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 差し支えについてでございますけれども、基本的には例えば議会の会議条例ですとか、会議規則ですとか、そういうまた法律の中では、差しかえという考え方自体は規定されているものはございません。それでこの四角い囲みの中に書いてあるとおり、15日、昨日ですけれども北海道町村議会議長会に照会をいたしました。北海道町村議会議長会から、さらに全国町村議会議長会にこの内容を確認していただいた結果、1月13日の議案説明会で出されていまず議案という、私どもは議案という形で一般的に読んでいますけれども説明会は本会議ではないということで、正式に議案となるのは本会議の開催宣言があって、本会議に上程されて議案となるということでございまして、いわゆる議事日程に登載されて、議案が初めて議長が本日の会議を開催しますという段階で始めて議案になるということであります。それまでの間は議案ではないので訂正でもない。この訂正というのは、会議規則14条にありまして、この後段のほうに書いていますけれども、本会議開催宣言後議題となった場合の訂正は議会の許可、それから議題になる前の訂正、これはどういうことかというたとえば今1号議案が審議されていますと、だけど実際に4号議案が訂正が必要だと。これはまだ議題になっていません。なっていませんのでその段階では議長の許可でできると、こういうことなのです。ですから今回の場合まだ宣言前の議案となるべきもの、いわゆる議決しなければならない事件ではあるのですがまだ議案として正式にはなっていないと、そういう考え方でありまして、この場合については差しかえが可能だと、こういう判断をいただいております。そういうことからすれば今回の差しかえについては法的な問題は生じないということでもあります。

○委員長（大淵紀夫君） ただいま町側及び今回の議案の差しかえについての基本的な考え方について説明がございました。その他の議案につきましては議案説明会できちんと説明されておりますので、この差しかえの件及び差しかえの内容について、それぞれ委員の皆様からご意見を賜りたいと、こういうふうに思います。ご意見のございます方どうぞ。小西委員。

○委員（小西秀延君） 今内容はわかりました。本会議に上がって正式な議案ということになるということで。ただ説明会が終わっていますので議員の皆さんは承知しているということで、これは

議運の委員長からこの旨を発表するのか、どういう形になるのか。本会議に入る前段に説明があるのかどうか、その辺をちょっと説明をいただければと思います。

○委員長（大淵紀夫君） 岡村事務局長。

○事務局長（岡村幸男君） 今回の差しかえ取り扱いについての法的な解釈を本会議のところでお話しするという事は考えてございません。これに対してご異議あるかどうかということではありませんので、あくまでも議運の中で説明してこれは終えたいというふうに思っています。ただ本会議では既に説明会が終わっておりますので1番最後に書いてあるとおり、議案説明を行われているので差しかえについての説明を行うことが必要であるというのは見解として承りました。全国議長会のほうからのお話としてこれはやっぱりやったほうがいいでしょうというお話です。ですから本会議において議長からは町側からこの差しかえについての説明の申し出があるということで、それでその説明をしていただくと許可をします。発言の許可をします。議長とは先ほど打ち合わせをさせていただきましたが、そのような形で許可をして町長から差しかえについての説明をいただくという形をとりたいと思っております。それと議運の委員長の委員長報告では、きょう議運を開いたということと、それでは差しかえについてはそういうことの申し出があって、本日はそのような形で取り扱いますということだけの、ああだこうだではなくて取り扱いますという簡単な報告をさせていただくと。こういう流れとして議長のほうにも確認を取ってございます。

○委員長（大淵紀夫君） ほか、ございませんか。差しかえの内容でも構いません。ございませんか。及川副議長。

○副議長（及川 保君） 今回こういう対応をすることになったということで、私もこの本会議の中で混乱するのではないかと非常に危惧していたものですから、まず安堵しているのですけれども、こういう初歩的なこと、私は今後の対応を含めて非常に危惧しているものですから町側にこのことについて、現に戒めて、今後の対応も含めて、どういう形をとっていくのか、このことだけちょっとお聞きしておきたいと思っております。

○委員長（大淵紀夫君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今のご質問、今後の対応ということでございますが、まずこの件につきましては先ほども若干触れましたけれども、補助の関係機関、あるいは実際に協議をしている請負業者等もございますので、今、きのう、おとこの段階でそこの調整がなかなかスムーズにすぐできる状況ではなかったものですから、この方向性をどうしますというのをきょう、あるいは本会議の中でお示しするという状況にはないというようなことで、改めて先ほども言ったとおり協議をした中で改めて説明させてもらおうと。まずはそう思っていますが、この件に限らずやはり自分たちの事務処理に部分が、いわゆる適正な事務処理になっているかどうかということにつきましては、いろんな場面でこれからも出てくるというふうに思っています。当然担当者、あるいは上司というようなことでなれば、勉強不足といいますか、そこら辺については改めておわびを申し上げないだめだし、そのことについては十分これからも部内の中でも一人の考えだけではなくて、他の者の意見を聞いた中で進めなければならないというふうに思っています。一つ一つの案件でどうのこう

のということにはなりませんけれども、私どもも十分そこら辺については今後十分気をつけて対応をしていきたいというふうに思っています。

**○委員長（大淵紀夫君）** ほか、ございませんか。なければちょっと私のほうから。この後多分議長が発言されるだろうとは思っただけけれども、その前にちょっとやはり危機管理の問題で個々の職員がどうのこうのと私は言う気は全くありません。ただいいとか悪いとかは別です。6次産業化の問題、それからそのあとの会計検査員の問題、そしていろいろあって手続上は問題なかったとしても下水道料金の値上げの問題、こういうことから見えてくるものが何かということなのです。この話は私は会計検査員のときに何かのときに相当きつく私申しました。それからわずか1カ月もたっていない中で本当に町の危機管理がこれでいいのか。そのときは例えば部長制廃止で課長制になったことによるフラット化が一つの影響、今副町長が言われたダブルチェックが全く行われないうようなことを含めて指摘しているのです。ここの危機管理の問題、当然それで総務課長も出られているのだと思うのだけれども、やはり幹部の姿勢、そして今の町のおかれている状況、町民からどう思われているかということを含めてです。私ははっきり言って非常に幹部の緩みを感じるのです。これは何度も同じようなことが起こっているのです。それは事例が違いますけれども、起きている中身は同じなのです。これは明らかに私は幹部の緩みだというふうに思っています。危機管理の欠如。ここは私は本当にきちんとしてないと自治体自体が崩壊していくというふうにならざるを得ないだろうと。部長制廃止したことがやはり一つ大きな要因にはなると思うのだけれども、もちろんそれはプラス要因もたくさんあってやったことですから、それを補完するための仕組みシステムができていないと。もう一つこの際、いない人のことを言っただけいけないけれども4役できちんと道から派遣されている職員もいらっしゃるわけですが。4役か何かは知りません。そうしたらそこは一体何なのだと。はっきり言えば思わざるを得ないのです。どんな役割を果たしていらっしゃるのか。そういうところを私は4役、理事というのが理事者に入るのかどうかちょっと定かではない、法的にはわかりませんが。本当にそういうことをきちんと考えて対応するというようなことを、本当に襟を正すということを考えないと本当にまずいと私は思うのです。私自身が議員やっていて本当に残念でもうどうにもならない。ここまで続いたということは私35年ぐらいやらせてもらっていますけれども、ここまでというのはちょっとないです。ですからそこら辺の対応を総合的に考えて理事者として打ち出すと。主要な幹部を含めて。道から来られている方、この4月でいらっしゃるのだったらそこはそこで抜いてきちんとやはりやらなければだめです。そこら辺の考え方、理事者としての考え方をちょっときちんと聞いておきたいというふうに思います。白崎副町長。

**○副町長（白崎浩司君）** 今、いわゆる諸事業といいますか、全ての事業に該当しますけれども、いわゆる自分たちが行っている業務に対しての危機管理をどう取り扱っていくかということで、今ご指摘のとおり何件か議会のほうに報告させている案件も物件もあります。そういう中で今その要因といいますか、その部分が考えられる一つの要因としてはやはり組織体制のあり方、あるいは職員の総数の減といいますか、それからいわゆる制度としての部制、課制の問題、あるいはその前に

行った副町長の2人制から1人制にしたと。部制もやめてということの中で職員管理が徹底しているのかどうかと。それから職員数は限られた中の中で今度はシステムのどの様なかという様なことはご指摘のとおりだと。私どもも常々その部分についてはいわゆる業務の円滑な運営がどうできるかということで、常々押さえて考えております。その中でやはり理事者会議であったり、課長会議であったり、それから主要な課長会議をやっているということでシステムとしてはやっているのですが、果たしてそれがうまく機能しているのかどうか。またそのことが一般職の職員にまで確かに下りているのかどうか。そこら辺については本当に弁面の余地もないのかというふうに思っています。改めて私どもも4月に向けて組織もちょっと今検討しているところなのですが、やはり一つには重要案件のスピード化ということでの組織体制の見直しということがあるのですけれども、今言われる部分の危機管理がどう運用できるかということの一つ中に入れて今後組織体制のあり方を考えていきたいというふうに思っています。今ご指摘のとおり、ここ数年の中で不祥事といいますか、不手際の部分が何件か続いているというようなことも重く受けとめていますし、そのことがどう解消できるシステムがつかれるかというのも私どもも、今すぐちょっとこうします、ああしますはないのですけれども、そういうことを含めて今組織体制も含めて検討していますので、そういう中では検討の中に入れて今後考えていきたいというふうに思います。

**○委員長（大淵紀夫君）** 総務課長の意見もちょっと聞いておきたいのです。これはなぜかというのと、やはり総務課長がその中心メンバーに座れざるを得なくなってしまうのです。ですから総務課長の考え方、白崎副町長のやった後でちょっとあれですけれども総務課長の考え方も聞きたいと思います。大黒総務課長。

**○総務課長（大黒克己君）** 私も昨年4月に今の立場になりまして、いろいろこれまでやはりこの部長制を廃止した後の私もちょうと危惧するところも多少ありまして、何とかそれを少し立て直さなければという中で少しずつ改善を図ってはきてはおります。例えば庁舎内の会議のあり方をまた見直していく。今年度からまた違う形での会議とか、そういう中でいわゆる管理職、あるいは課長職の意思の疎通ですとか、あるいはそれをいわゆる重要案件をまず一旦直接理事者の判断ということではなく、課長の段階で議論して、それを上程するような仕組みを再度つくるためのシステムづくりということ今年度やったわけなのですけれども、それが十分機能が発揮しているかどうかというそれはまだ不十分な部分があるのかと思うのですけれども、そういったものも含めて課長職の横のつながりを十分、部長制がなくなったことからしても横のつながりを十分つくるという部分と、それをちゃんと下のほうに下ろす仕組みというのは今後もさらに充実させていかなければならないと考えておりますし、あとは仕事の仕方という部分で、これは言い訳ではないのですがやはり人が少なくなって、では事業がそれに合わせて減るかというところではなくて、逆にふえているような状況の中で、いかに効率的に仕事をしていくのかと部分においてはやはり以前から言われていることなのですけれども、その事業の取捨選択という部分も必要ではないかというふうに考えております。そこはもうちょっと言わせていただければ、いろんなものに手を出す、やらなければならないというのは我々行政も理解した上でいろんなものをやらなければならない中で手を出すのです

けれども、それが十分吟味ですとか、あるいは議論ですとか、そういうふうなものをやられない中で上に上がって行ってしまっていてそれが非常に不十分な事業の中身になっているというのが最近の傾向かという部分も私個人的にも思っております、やるからには十分議論し、そこの共有を図りながら実行していくというのがやはりやらないといけないと思っております、その中では逆にやらざるを得ないものであってもそこはやれないという場合も出てくるのかもしれないですけども、そこをどういうふうな調整を図りながらやっていくのかというのは今後の課題かと思っております。この辺については理事者と十分協議をしながらこの辺の進め方をしなければならないというふうに考えております。以上です。

○委員長（大淵紀夫君） ほか、ございませんか。山本議長ありましたらどうぞ。

○議長（山本浩平君） 総合的な見地で議運の委員長からお話がありましたので私はあえて今回の案件についてちょっと意見を言わせていただきたいというふうに思っています。今回のこの案件、たまたまというか、いろいろお調べになって直前で気がつかれて、これは議決事件にならない案件だということで差しかえされたということは、本当に結果的にはよかったと思っておりますけれども、これがもし気づかずに、町側も気づかずに、また議会側も気づかずに、このままスルーして、きょうの日を迎えて実際に議決案件になったときに、これは本当に大変なことでありまして行政側も責任ありますが議会も大きな責任を負うというような、それだけ重大なことでありました。ですから、この件に関しては非常に遺憾に思っておりますし、きょうここには出席していない同僚議員の方は既にこのようなことをお調べになったり、道のほうに電話を入れて調べておりました。もしこれがスルーしていたら本当に大変な事態になったということを重く受けとめていただきたいと思っております。また非常に今回のことも、こういったことがなかったとしてもやはりばたばたし過ぎていたと思っております。今回13日に議案説明会ですけども、その議案説明会をどのような形で議会のほうも全員協議会でやったほうがいいのか、委員会協議会でやった方がいいのかというのも、暮れでしたか、暮れぐらいにばたばたした時間のない中でそれを協議をしたというようなこともあります。もっとやはり先ほど総務課長からいろいろな話もありましたけれども余裕を持ってという、余裕がないのかもしれませんけれどももっとスピーディーに細やかに対応していただかなければならないことだと思いますし、現に予算のない中で工事そのものの何割かわかりませんが、恐らく80%は既に終了されているようなものの今回補正予算を提案される予定だったというふうに思っております。これも大きなミステークでありますし、非常に今回のことは大きな問題として受けとめていただきたいと思っておりますし、このことに関しましては先ほどトータル的な話もありますので議運の委員長、あるいは副議長、そして議運のメンバーの皆さんと相談した上で何らかの形で文章になるのか、それとも口頭になるか含めてちょっと相談をさせていただいて何らかの形で申し入れを町側のほうに議会の意思としてさせていただきたいというふうに思っております。質問ではありません。以上です。

○委員長（大淵紀夫君） 町側何か見解ありますか。白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 改めてなのですが、今回差しかえということをお願いする部分ですが、

当然一般的な数字の間違いだとかということではなくて取り扱い自体に瑕疵があったと。その瑕疵に気づかず議案説明会、書類にして、そして進めを行ったと。その時点では当然瑕疵のないというようなことでの私どもの説明になったと。その後一日、二日しかたたない中でその事務の取り扱いが瑕疵があると。法的に誤りがあるというようなことということは本当に事務処理をするこちらのほうとしては本当に初歩的な、こういう初歩的なことで差しかえをするということは私どもも十分今山本議長の言葉ではないですけれども、重くその取り扱いの誤りであり私どもの取り扱いについては重く受けとめております。先ほどのご指摘のとおり危機管理ということでどう対応していくかというのは、私どもも今現行のシステムのところでやっている部分がうまく運用、効果ができていないというふうに思っていますので改めて私どもも組織、あるいはその中でのシステム、そういう中では検討を早急にしていきたいというふうに思っています。どうも申し訳ございません。

○委員長（大淵紀夫君） ほか、ございませんか。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） なければ以上で議会運営委員会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

（午前 9時32分）